

1. 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルナカ新善通寺店

善通寺市与北町字下西原3300-1ほか

2. 留意事項

- (1) 騒音予測結果を踏まえ、夜間の来店車両による騒音の軽減に特に努めるとともに、周辺住民から苦情が寄せられた場合には、誠実に対応すること。
- (2) 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（平成11年通商産業省告示第375号）に掲げられている事項に十分配慮すること。